

議案第7号

職員服務規程の一部を改正する訓令について

職員服務規程の一部を改正する訓令について、別紙のとおり定める。

平成17年12月14日

沖縄県教育委員会

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「、電報」を削る。

第12条の2第1項中「当該休暇の承認を受けようとする期間の初日の前日から起算して1週間前の日までに」を「あらかじめ」に改める。

第16条の6第1項中「第6条の2第1項」を「第6条の3第1項」に改め、「までに」の次に「請求を」を加える。

第16条の7中「前条第3項第1号中「子」とあるのは「要介護者」」を「前条第3項第1号中「子」とあるのは「勤務時間条例第17条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。））」に、「同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」」を「同項第3号中「子」とあるのは「要介護者（勤務時間条例第17条の2第1項の人事委員会規則で定める者に限る。））」に改める。

第16条の8第1項中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改め、「までに」の次に「請求を」を加え、同条第2項中「第6条の2第2項」を「勤務時間条例第6条の3第2項」に改め、同条第3項中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

第16条の9中「並びに第5項第1号及び第2号」を「及び第5項各号」に、「同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」」を「同項第3号中「子」とあるのは「要介護者（勤務時間条例第17条の2第1項の人事委員会規則で定める者に限る。））」に改める。

第16条の10の次に次の2条を加える。

（育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続）

第16条の11 職員は、勤務時間条例第6条の2第1項に規定する早出遅出勤務の適用を受けようとするときは、早出遅出勤務請求書（第24号様式の10）により、早出遅出勤務を請求する一の期間（1年以内の期間に限る。以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ請求を行わなければならない。

2 前項の規定による請求があつた場合においては、所属長は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなつた場合にあつては、所属長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定による請求がなされた後、早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつた場合

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができないものとして、人事委員会規則で定める者に該当することとなつた場合

4 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であつたものとみなす。

5 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第3項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届（第24号様式の5）により所属長に届け出なければならない。

6 所属長は、第1項の請求に係る事由及び前項の届出について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

（介護を行う職員の早出遅出勤務の請求手続）

第16条の12 前条（同条第3項第4号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。

この場合において、前条第3項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、前条第3項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者（勤務時間条例第17条の2第1項の人事委員会規則で定める者に限る。））」と読み替えるものとする。

第24号様式の4中「（第16条の6関係）」を「（第16条の6、第16条の8関係）」に、

1 請求に係る子 又は要介護者	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日 (□出産予定日)
	養子縁組の効 力が生じた日	年 月 日
2 職員の配偶者 で当該子の親で ある者の有無及 び状況	<input type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>深夜において就業している。(深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入) <input type="checkbox"/>就業している。(時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入) <input type="checkbox"/>負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/>産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である。 <input type="checkbox"/>上記のいずれにも該当しない(養育ができる)。 <input type="checkbox"/> 無	を

1 請求に係る子 又は要介護者	氏 名	(要介護者の続柄：)
	子の生年月日	年 月 日 (□出産予定日)
	養子縁組の効 力が生じた日	年 月 日
2 職員の配偶者で 当該子の親であ る者の有無及び 状況	<input type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>深夜において就業している。(深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときに記入) <input type="checkbox"/>就業している。(時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときに記入) <input type="checkbox"/>負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/>産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である。 <input type="checkbox"/> 無	に、

「1年に満たない期間(月)」を「 月(12月に満たないものに限る。)」に、

通 知 書
請求者 氏名 殿
所属長

通 知 書
年 月 日

請求者 氏名	殿	所属長	印
--------	---	-----	---

2 公務の運営に支障のある日及び時間帯等	
----------------------	--

を
 なお、この通知以後に公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合には、改めて通知する。

2 公務の運営に支障のある日及び時間帯等	
----------------------	--

備考 この通知以後に公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合には、改めて通知する。

に、改め、

同様式注を次のように改める。
 注

1 について

「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、 出産予定日にレ印を記入する。

2 について

- (1) この欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。
- (2) 「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3 について

この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。

4 について

子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求する。

第24号様式の5中「(第16条の6関係)」を「(第16条の6、第16条の8、第16条の11関係)」に、

「次のとおり、 深夜勤務
 時間外勤務」の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況を
 について変更が生じたので届け出ます。」

「次のとおり 深夜勤務の制限
 時間外勤務の制限
 早出遅出勤務」に係る 子の養育
 要介護者の介護」の状況について
 変更が生じたので届け出ます。」に改める。

変更が生じたので届け出ます。

第24号様式の9の次に次の1様式を加える。

第24号様式の10 (第16条の11関係) (表)

早出遅出勤務請求書

年 月 日

所属長 殿

次のとおり 養育
 介護」のため、早出遅出勤務を請求します。

所属
 職・氏名 印

氏 名	(要介護者の続柄：)
-----	-------------

1 請求に係る子又は要介護者	子の生年月日	年 月 日 (□出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）又は産後8週間以内である。	<input type="checkbox"/> 無
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
4 請求に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 請求に係る始業及び終業の時刻並びに当該時刻とする理由	時 分 始業 時 分 終業	【理由】

通 知 書		年 月 日
請求者 氏名 殿	所属長 印	
1 公務の運営の支障の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（請求どおりとする。）	
2 公務の運営に支障のある日		
備考 この通知以後に公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合には、改めて通知する。		

(裏)

注
1について 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、□出産予定日にレ印を記入する。
2について (1) この欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。 (2) 「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。
3について この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。
4について

子を養育するために早出遅出勤務を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日として請求する。

5について

この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入する。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

訓令案の概要説明

1 改正する規程の名称

職員服務規程（昭和 47 年沖縄県教育委員会訓令第 4 号）

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 本県では次世代育成支援対策推進法の規定に基づき今年 3 月に策定した沖縄県特定事業主行動計画により、職員が安心して子を産み、育てることができる勤務環境の整備に取り組んでいるところである。
- (2) しかしながら、子育てや介護をしながら仕事をしている職員の負担は依然として大きい状況にあることから、これらの職員の負担を軽減し、また男性の育児参加を促進するため、育児や介護を行う職員について早出遅出勤務ができるよう「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例」の一部改正が今議会に提案されているところである。
- (3) そのため、条例の一部改正の議案成立に併せて職員の早出遅出勤務の請求手続きの規定等を定めるため、職員服務規程の一部を改正する必要がある。
- (4) また、今回の改正に併せて文言等の所要の改正を行う。

3 改正案の概要

- (1) 職員が病気等やむ得ない事情により休暇の承認を得る際の手段のうち、実態に合わせて電報の手段を削除。（第 12 条関係）
- (2) 職員が介護休暇を受けようとする際の請求期限を緩和。（第 12 条の 2）
- (3) 勤務時間条例の条項の繰り下げ及び文言の整理に伴う修正。（第 16 条の 6～第 16 条の 9）
- (4) 小学生に満たない子の育児及び家族の介護を行う必要がある職員の早出遅出勤務の請求手続きを定める規定の追加。（第 16 条の 11～第 16 条の 12）

4 施行期日

平成 18 年 1 月 1 日

5 根拠法令

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項及び第 6 項
沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 43 号）

職 員 服 務 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行
<p>(休暇の承認等) 第12条 (略) 3 職員が病気、災害その他やむを得ない事由により、前2項の規定により連絡するときは、とりあえず、電話、伝言等により連絡するとともに、事後速やかに休暇処理簿により、その理由を付して所属長に届け出、又は所属長の承認を受けなければならない。</p>	<p>(休暇の承認等) 第12条 (略) 3 職員が病気、災害その他やむを得ない事由により、前2項の規定により連絡するときは、とりあえず、電報、電話、伝言等により連絡するとともに、事後速やかに休暇処理簿により、その理由を付して所属長に届け出、又は所属長の承認を受けなければならない。</p>
<p>(介護休暇の承認) 第12条の2 介護休暇を受けようとする職員は、あらかじめ介護休暇簿(第11号様式の2)により所属長に請求しなければならない。 2・3 (略)</p>	<p>(介護休暇の承認) 第12条の2 介護休暇を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の初日の前日から起算して1週間前の日までに介護休暇簿(第11号様式の2)により所属長に請求しなければならない。 2・3 (略)</p>

職 員 服 務 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 案

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続)
第16条の6 職員は、勤務時間条第6条の3第1項に規定する深夜勤務の制限の適用を受けようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書(第24号様式の4)により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間)に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに請求を行わなければならない。
 2～6 (略)

(介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続)
第16条の7 前条(同条第3項第4号を除く。)の規定は、勤務時間条第17条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条第3項第1号中「子」とあるのは「勤務時間条第17条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者との親族関係が消滅した職員の子と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者(勤務時間条第17条の2第1項の人事委員会規則で定める者に限る。)」と読み替えるものとする。

現 行

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続)
第16条の6 職員は、勤務時間条第6条の2第1項に規定する深夜勤務の制限の適用を受けようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書(第24号様式の4)により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間)に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに行わなければならない。
 2～6 (略)

(介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続)
第16条の7 前条(同条第3項第4号を除く。)の規定は、勤務時間条第17条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条第3項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

服 務 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 案

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続)
第16条の8 職員は、勤務時間条例第6条の3第2項に規定する時間外勤務の制限の適用を受けようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書(第24号様式の4)により、時間外における勤務の制限を請求する一の期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「時間外勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに請求を行わなければならない。
 2 前項の規定による請求があつた場合においては、所属長は、勤務時間条例第6条の3第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
 3 所属長は、第1項の規定による請求があつた日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下「一週間経過日」という。)の前日を時間外勤務制限開始日とする請求であつた場合で、勤務時間条例第6条の3第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から一週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

現

行

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続)
第16条の8 職員は、勤務時間条例第6条の2第2項に規定する時間外勤務の制限の適用を受けようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書(第24号様式の4)により、時間外における勤務の制限を請求する一の期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「時間外勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに請求を行わなければならない。
 2 前項の規定による請求があつた場合においては、所属長は、勤務時間条例第6条の2第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
 3 所属長は、第1項の規定による請求が、当該請求があつた日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下「一週間経過日」という。)の前日を時間外勤務制限開始日とする請求であつた場合で、勤務時間条例第6条の2第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から一週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

職 員 服 務 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行
<p>(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続) 第16条の9 前条(同条第4項第4号及び第5項各号を除く。)の場合において、要介護者を介護する職員については「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者(勤務時間条例第17条の2第1項の人事委員会規則で定める者に限る。)」と、同条第5項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続) 第16条の9 前条(同条第4項第4号並びに第5項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者」と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第5項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。</p>

職員服義務規程新旧対照表

改 正 案 現 行

- 第16条の11 職員は、育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続
早出遅出勤務の適用を受けようとするときは、早出遅出勤務請求書
(第24号様式の10)により、早出遅出勤務を請求する一の期間(1
年以内の期間に限る。以下「早出遅出勤務期間」という。)につ
いて、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日
(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、
あらかじめ請求を行わなければならない。
- 2 前項の規定による請求があつた場合には、所属長は、公
務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に
対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運
営に支障が生じる日があることが明らかとなつた場合にあって
は、所属長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対
しその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定による請求がなされた後、早出遅出勤務開始日と
された日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じ
た場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。
- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求
をした職員の子でなくなつた場合
(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととな
つた場合
(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるも
のが、常態として当該子を養育することができるものとして、人
事委員会規則で定める者に該当することとなつた場合

職 員 服 務 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 案

現 行

- 4 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であつたものとみなす。
- 5 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第3項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届（第24号様式の5）により所属長に届け出なければならない。
- 6 所属長は、第1項の請求に係る事由及び前項の届出について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(介護を行う職員の早出遅出勤務の請求手続)

第16条の12 前条（同条第3項第4号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第3項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、前条第3項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子どもでなくなつた」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者（勤務時間条例第17条の2第1項の人事委員会規則で定める者に限る。）」と読み替へるものとする。